

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則案の概要について

1 趣旨

交通事故、渋滞の原因となるなど県民生活に著しい弊害をもたらす違法駐車に対処するため、当県警察では、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条第1項又は法第49条の2第5項の規定による駐車の許可を受けようとする者は、大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）第8条第3項の規定により駐車許可申請書を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならないこととする駐車許可制度を運用してきましたが、今回の改正は、

- 緊急の訪問看護
- 交通事故、故障等により車両を直ちに移動できない場合の現場での対応
- 精神障害者の緊急収容への対応

等、人の生命身体の保護又は社会慣習若しくは業務遂行上緊急やむを得ない理由がある者からの申請については、迅速に対処する必要があるとの考え方から、駐車許可申請書によらない方法での駐車の許可の申請を認めることとするものです。

2 改正案の概要

警察署長の駐車の許可の手続の特例(新設)

(1) 駐車許可申請書の提出によらない方法での申請

法第45条第1項又は法第49条の2第5項の規定による警察署長の駐車の許可を受けようとする者は、緊急やむを得ない理由があるときは、駐車許可申請書の提出によらない方法(口頭、電話又はファクシミリ)で駐車の許可を申請することができることとします。

(2) 許可番号の通知及び書面の掲出

警察署長は、駐車許可申請書の提出によらない方法での申請に対して駐車の許可をしたときは、駐車許可証の交付に代えて、許可番号その他の必要事項を通知することとし、許可を受けた者が駐車する場合には、通知された事項を記載した書面を車両の前面の見やすい箇所に掲出することとします。

3 施行期日(予定)

平成21年12月22日